

畜 第 1 8 0 0 号

平成29年12月26日

公益社団法人佐賀県畜産協会会長 様

佐賀県農林水産部畜産課長



年末・年始、春節、オリンピック・パラリンピック冬季競技大会等に向けた口蹄疫に関する防疫対策の強化について（通知）

日頃より、本県の家畜衛生の推進にご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。国内での口蹄疫の発生は、平成22年の宮崎県の事例以降確認されていませんが、中国や韓国においては本年も口蹄疫の発生が確認されています。また、ロシアでは、モンゴル国境付近のイルクーツク州においてもアフリカ豚コレラの発生が確認されています。

このような中、訪日外国人旅行者数は年々増加しており、今年も、10月までに約2,379万人に達しております。今後、年末・年始および春節（中国では平成30年2月16日）を迎えるに当たり、アジア地域における人・物の移動が盛んになることに加え、来年2月からは韓国の平昌（ピョンチャン）においてオリンピック・パラリンピック冬季競技大会が開催され、我が国からの海外渡航者も増加することが見込まれることから、我が国への口蹄疫等の病原体の侵入リスクが高くなると考えられます。

については、口蹄疫等の発生防止に万全を期すため、下記の点について改めて確認いただき、家畜飼養者への注意喚起と指導の徹底についてよろしく申し上げます。

#### 記

#### 1 畜産関係者の海外渡航の自粛等の指導の徹底について

畜産関係者に対しては、口蹄疫等が発生している国への渡航を可能な限り自粛するよう要請し、仮に渡航する場合には、以下の点に留意すること

##### (1) 渡航に当たっての留意事項

- ① 農場やと畜場などの畜産関連施設に立ち入らないこと
- ② 肉製品等を日本に持ち帰らないこと
- ③ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること

(2) 帰国後の留意事項

- ① 飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、必要がある場合を除き、衛生管理区域（家畜伝染病予防法施行規則第 21 条の 2 第 1 号に規定する衛生管理区域をいう。以下同じ。）に立ち入らないこと
- ② 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること

(3) 郵便物、貨物等の受取りに当たっての留意事項

農場等の畜産関連施設由来の郵便物等は、衛生管理区域内に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること

2 早期通報について

家畜の所有者等に対して、異常家畜を発見したときは、すぐに家畜保健衛生所に通報すること

佐賀県農林水産部畜産課  
衛生担当：松尾、鬼塚  
TEL：0952-25-7122